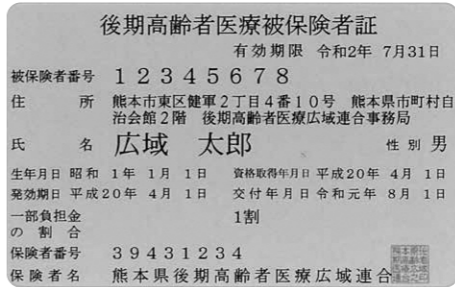


新しい後期高齢者医療保険証を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248) 1275

新しい保険証はオレンジ色です

後期高齢者医療制度の黄色の保険証の有効期限は7月31日です。
オレンジ色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便（受け取りに印鑑などが必要）で送ります。8月1日からは新しい保険証を使ってください。



●申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、保険年金課、西合志総合窓口（御代志市民センター）、須屋支所、泉ヶ丘支所で申請してください。保険証と印鑑、マイナンバーが分かるものをお持ちください。

●更新手続き

現在黄色の認定証を持っている人で8月1日以降も交付対象になる人には、オレンジ色の新しい認定証を保険証と同封して送ります。更新手続きは必要ありません。

入院するときなどは

限度額適用認定証を申請してください
次の全てに当てはまる人は窓口で限度額適用認定証を申請して医療機関に提示してください。

- ・医療費の負担割合が3割負担の人。
 - ・住民税課税所得145万から689万円の人。（現役並み所得者ⅡとⅠの人）
 - ・医療機関での支払いが高額になる可能性がある人。（入院する場合など）
- ※提示がない場合、医療機関での支払額が高額になることがあります。

●対象
世帯全員が住民税非課税（負担区分が低所得ⅠまたはⅡ）の人

対象者は自己負担額が軽減されます

医療機関の窓口で支払う医療費や、入院時の食事が減額される限度額適用標準負担額減額認定証を交付しています。

国民健康保険に加入している皆さんへ

新しい国民健康保険証を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248) 1275

現在の保険証の有効期限は7月31日です。ピンク色の新しい保険証を世帯主宛てに7月中旬頃に簡易書留郵便（受け取りに印鑑などが必要）で送付します。

70歳〜74歳の人の保険証には、今回から負担割合を表示していますので、高齢受給者証の発行はありません。

熊本市 令和2年7月31日
国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証
氏名 国保 一郎
住所 熊本市合志市
有効期限 令和元年8月1日
交付年月日 令和元年8月1日
記号合志番号 123456
負担割合 2割
性別
生年月日 昭和○年○月○日
適用開始年月日 昭和○年○月○日
発効期日 令和元年○月○日
世帯主氏名 国保 一郎
交付者住所 熊本市合志市竹迫2140番地
TEL 096-248-1111
保険者番号 430199
交付者名 合志市

限度額適用認定証などの更新をお忘れなく

国民健康保険加入中の人で限度額適用認定証などの交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。

この認定証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月に更新手続きが必要です。

現在、認定証をお持ちの人へ更新のお知らせを7月下旬に郵送します。必要な場合は8月になってから手続をお願いします。

令和元年度の保険料額をお知らせします

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

●保険料の納め方

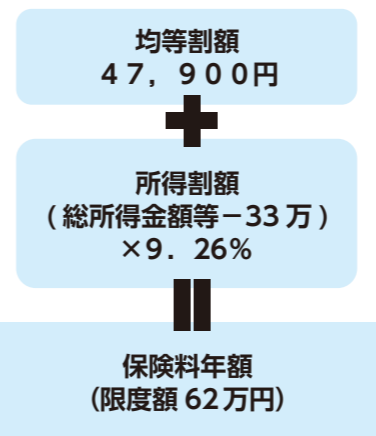
●特別徴収
年金からの天引きによる納付（年6回の年金支給月）

※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます。

●普通徴収

納付書払いや口座振替による納付（7月〜翌年2月・毎月）
※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。

●保険料の算定方法



軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯
8割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合
5割軽減	「基礎控除額（33万円）」 + 「28万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額（33万円）」 + 「51万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

●保険料の軽減対象が見直されました

本年度から保険料の均等割額の軽減基準が見直されました
左図の一部分が変更箇所です。

7月から令和元年度分の申請ができます

国民年金保険料の免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248) 1275 熊本市西会事務所 ☎(353) 0142

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度が、次の3種類あります。

●納付が困難なときは

① **保険料免除制度（全額・一部）**
申請が承認されると保険料納付額の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除の審査対象者は本人と配偶者、世帯主です。

② **納付猶予制度**
本人が20歳〜49歳であるときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額の納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。

●学生は

③ **学生納付特例制度**
本人が学生の場合に利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額の納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

いずれも、審査対象者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により適用が受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に係らずに該当する場合があります。
また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

●手続きに必要なもの

・年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
・認め印（本人が署名する場合は不要）

●離職している場合

離職していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）

●学生の場合

学生証（コピー可）または在学証明書（原本）